

大阪広域水道企業団処務規程及び大阪広域水道企業団の職
の設置に関する規程の一部を改正する規程のあらまし

- 1 藤井寺市、大阪狭山市、熊取町及び河南町との水道事業の統合に伴い、企業団にそれぞれの区域の水道事業を行う水道センターを置きます。
- 2 水道センターに置く職を定めます。
- 3 この規程は、令和3年4月1日から施行します。